

第8編 業務 ⌈ 消防法施行令第35条第1項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物 ⌋

○ 消防法施行令第35条第1項第2号の規定
により消防長が指定する防火対象物

⌈ 昭和51年12月21日
告示第4号 ⌋

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第35条第1項第2号の規定により、消防長が消防機関の検査を受けなければならないと認める防火対象物を、次のとおり指定する。

- (1) 政令別表第1(13)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (2) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項、(13)項イ、(14)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの
- (3) 政令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの